

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認青森地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 5 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、昭和 60 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月及び同年 5 月

社会保険事務所（当時）に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料は昭和 60 年 12 月に還付されているため、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

私は、申請免除期間以外の国民年金保険料は完納していると思っていた。また、申立期間の国民年金保険料は還付されているとのことだが、還付金を受け取った記憶は無く、一度納めた保険料が還付されることになった理由も分からない。

申立期間当時は、農業に従事しながら、季節労働としてA社でりんごの出荷作業をしていたので、毎年 11 月に厚生年金保険に加入し、翌年 4 月に国民年金に切り替える手続きを繰り返していた。その手続きにおいてミスが無かったか調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料還付整理簿及び市町村の国民年金被保険者名簿により、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたが、当時の行政側により、申立期間を国民年金被保険者資格喪失期間とされた上、当該申立期間に係る保険料 1 万 3,480 円が還付されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者資格喪失期間として国民年金保険料が還付された場合は、オンライン記録上の国民年金被保険者記録も無資格期間となるにもかかわらず、申立人の国民年金被保険者記録は、昭和 60 年 4 月 1 日に国民年金の強制被保険者として資格を取得し、同年 11 月 1 日に厚生年金保険の加入により同資格を喪失している上、国民年金保険料還

付整理簿において申立人と同じ時期に保険料が還付されている 16 人のオンライン記録は、申立人を除く 15 人全員の国民年金被保険者記録は訂正済みとなっていることを踏まえると、当時の行政側において記録管理に不手際があったことがうかがわれる。

また、申立人は、「国民年金保険料の還付を受ける理由は思い当たらず、還付金を受け取った記憶も無い。」と主張しているところ、申立人の長年にわたる就労形態に特に変化は無く、20 回に及ぶ厚生年金保険から国民年金への切替手続は適切に行われている上、オンライン記録により、申立期間は被用者年金の被保険者期間ではなかったことが確認できることから、申立期間について国民年金被保険者資格が取消され、納付済みの保険料が還付されるべき特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月及び同年3月

申立期間の国民年金保険料については、勤務先のA社を昭和53年1月末に退職後、B市のC婦人会会長（当時）の自宅へ昭和53年度分の保険料を納めに行った時、同会長から「52年度の2月分と3月分の保険料も納めると記録が全部つながる。」と勧められたので、53年度分の保険料と一緒に納めた記憶がある。

私は、申立期間の国民年金保険料を納付しているので、未納となっていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、保険料を長期間にわたり前納していることから、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳（特殊台帳）を見ると、申立人の国民年金被保険者資格の再取得日は昭和53年2月1日であり、その進達日は同年4月であることから、「勤務先のA社を同年1月末日に退職して間もなくC婦人会会長宅へ昭和53年度分の国民年金保険料を納めに行った。」とする申立人の主張に不自然さは無い。

さらに、申立期間前後の昭和53年度の国民年金保険料を納期限内に納付していることも確認できることから、申立期間の保険料を納付期限である昭和53年4月に納付したとする申立人の主張は基本的に信用できる。

加えて、B市の回答からC婦人会が国民年金保険料の集金事務を行って

いたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
私の国民年金保険料は、亡き夫が自分の保険料と一緒に A 納税組合に欠かさず納付してきたと記憶している。
申立期間の国民年金保険料について、亡き夫の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、私の保険料のみが未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間及び申請免除期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の亡き夫は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月当初から国民年金に加入し、申請免除期間を除く国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、50 年 4 月から付加保険料も納付していることが確認できることから、申立人の亡き夫の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、B 町に照会したところ、A 納税組合は現在も存在し、申立期間当時は国民年金保険料の集金を行っていることが確認できる上、申立期間前後を通じて申立人の亡き夫の仕事や生活状況に大きな変化は無かったと主張していることから、申立期間における申立人の亡き夫の保険料が納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料を未納とする特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から同年12月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料は、私の妻が銀行や信用金庫に納付書で納付していた。

これら申立期間の国民年金保険料については、妻が夫婦の分を一緒に納付してきたにもかかわらず未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間が3か月と短期間であるとともに、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻は保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人のオンライン記録を見ると、申立期間①は、国民年金保険料が納付済みであったものが、平成20年4月に未納として記録訂正されているところ、申立人の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、当初、納付済みとされていたものが不自然に記録を取り消されていることが確認できることから、行政側の記録管理に不手際があったことがうかがわれる。

一方、申立期間②については、一緒に納付していたとする申立人の妻も未納となっていることが確認できる上、申立人及びその妻が申立期間

②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間、44年3月及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年1月から同年3月まで
② 昭和44年3月
③ 昭和48年1月から同年3月まで
④ 昭和54年4月から55年3月まで

結婚前の申立期間①の国民年金保険料は、私が同居していた兄の分と一緒に銀行等において納付書で納付していた。

また、結婚後の申立期間②、③及び④の国民年金保険料は、私が夫婦の分と一緒に銀行や信用金庫において納付していたにもかかわらず、これら申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間が3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人と同居し、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその兄の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

申立期間②及び③については、申立期間がそれぞれ1か月及び3か月と短期間である上、申立期間前後の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人が保険料を一緒に納付していたとされるその夫の保険料は納付済みであるにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間④については、一緒に納付していたとする申立人の夫も未納となっていることが確認できる上、申立人及びその夫が申立期間④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から同年3月までの期間、44年3月及び48年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から平成元年3月までの期間及び同年8月から2年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年7月から平成元年3月まで
② 平成元年8月から2年3月まで

私は、A社を退職後の昭和59年7月ころに、B市C区役所で国民年金に加入し、毎月D銀行に納付書で国民年金保険料を納付していた。申立期間当時は、E社とF社に派遣社員の登録をし、様々な会社に派遣されていたが、当時派遣社員は厚生年金保険に加入できなかったため、国民年金に加入していたことに間違いは無い。それなのに、申立期間における国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「会社を退職した後、昭和59年7月ころに、B市C区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の住所欄に、当時居住していた住所が記載されており、申立人がC区役所で国民年金の加入手続を行ったことは推認できる。

しかしながら、当該年金手帳に本来記載されていなければならない国民年金手帳記号番号は無く、「初めて被保険者となった日」に記載された日付も二重線で削除訂正されていることから、何らかの理由で加入手続が取り消されていたものと考えられる上、当該加入手続を行ったとする昭和59年7月前後の国民年金手帳記号番号をオンライン記録で確認した

が、申立人に該当する番号は見当たらず、欠番も無い。

また、現在申立人が所持している年金手帳に貼付されている国民年金手帳記号番号は、平成元年11月ころに、B市G区役所で払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できなかったものと推認される。

さらに、申立人は、「毎月、D銀行H支店の窓口で、納付書に現金を添えて納付していた。」と主張しているところ、申立期間のうち昭和59年7月から61年3月までは、国民年金の保険料納付は、2か月の収納サイクルであり、毎月納付が実施されたのは61年4月からであったことが確認でき、申立人の主張とは符合しない。

申立期間②について、申立期間直前の国民年金保険料納付済期間における納付年月日から判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人は、「当時、過年度納付を行ったかどうかは覚えていない。」と述べている上、申立人が過年度納付を行った形跡も見受けられない。

また、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月15日から26年4月1日まで
私は、昭和20年4月15日よりA社B事業所に入社し、32年5月7日から同社C事業所に勤務、その後41年9月10日にD社E事業所に勤務し、47年3月21日付けで退職した。その間、同一の会社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B事業所において、申立人の厚生年金保険の加入期間と同様に昭和20年4月15日に被保険者資格を取得し、同年9月15日に資格喪失している元社員二人は、「徴用によってB事業所に採用され、徴用解除によって解雇された。」と証言している上、当時の徴用関係資料を保存しているFセンターの所蔵資料により、申立人は、同年4月15日に従業員として採用され、同年9月15日に依願解雇されたことが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた元同僚は、「申立人は勤務していたが、勤務期間等のはっきりとは分からない。」と証言している上、申立期間に近接して厚生年金保険被保険者資格を取得している元社員11人のうち、3人は「申立人は知っているが、申立人の勤務期間等のはっきりとは分からない。」と証言し、他の8人は「申立人は知らない。」と述べており、申立てを裏付ける証言を得ることはできなかった。

さらに、当該事業所は、既に解散している上、当時の事業主とも連絡が取れないため、申立人の勤務実態及び申立期間における厚生年金保険適用の有無等について、関連資料や証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 2 月 (日付不詳) から同年 5 月 1 日
まで
② 昭和 31 年 2 月 (日付不詳) から同年 7 月 1 日
まで

申立期間に係る厚生年金保険の加入期間について照会したところ、加入記録が確認できない旨回答を受けた。

私は、申立期間①については、A社(現在は、B社)C支店に、申立期間②については、D社において勤務していたはずであり、調査して、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と同じ高校を卒業した元社員の証言により、申立人がA社C支店に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間当時、同じC支店に勤務していた元同僚3人は、「申立人についての記憶が無い。」、「当時のA社には、入社してから3か月の試用期間を経て本採用になる規定があった。」と証言している上、当該同僚の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、入社後、数か月間経過してから厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、現在のB社に申立てに係る厚生年金保険の加入等について照会したところ、事業主は、「申立人は、旧姓で調べてみても在籍していた確認が取れない。」と回答している。

申立期間②について、申立人の具体的な記憶から、申立人が申立期間当時、D社に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、申立期間当時の元社員二人は、「当時のD社には、入社してから5か月の見習期間を経て本採用になる規定があった。」と証言している上、当該元社員の厚生年金保険の被保険者記録を見ると、入社してから5か月後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、同社では、採用と同時に厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがわれる。

また、D社に申立てに係る厚生年金保険の加入等について照会したところ、事業主は、「申立人は、旧姓でも調べてみたが、在籍していたかは不明である。」と回答している。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
A社で勤務した厚生年金保険被保険者期間について確認したところ、申立期間について被保険者として記録されておらず、同社の厚生年金保険の加入は昭和 34 年 5 月 1 日からである旨の回答を受けた。

私の夫はA社に昭和 31 年 3 月 7 日から 35 年 11 月 9 日まで勤務し、厚生年金保険に加入している。私は夫が勤め始めてから 2 か月後に同社に入社した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の複数の元同僚の証言により、申立人が、昭和 31 年 5 月ごろからA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の元上司は、「私自身も昭和 31 年 5 月ごろから当該事業所で勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得は、申立人と同じ 34 年 5 月 1 日になっている。」と証言していることから、当該事業所では、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険へ加入させていなかったことがうかがわれる。

また、当該事業所は昭和 36 年に適用事業所では無くなっている上、当時の事業主は既に他界し、経理担当者は所在不明のため、当時の厚生年金保険への加入、保険料控除について確認できる関連資料及び証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。